3.2.3.　判定基準

脇見警報装置は、運転者の視認方向及び視認行動その他これらに類する情報に基づき、脇見を判定するものとする。製作者等は、表１に示す判定の例と同等以上の性能を有する脇見判定方法を用いることができる。

表１　脇見の判定の例

視認方向	視認行動	判定
前方視認エリア	3.2.2.1.に掲げる視認行動	運転に必要な視認
前方視認エリア以外	3.2.2.1.に掲げる視認行動	運転に必要な視認
前方視認エリア以外	3.2.2.2.に掲げる視認行動	運転に必要な視認
前方視認エリア以外	3.2.2.3.に掲げる視認行動	脇見

3.2.4.　検知要件

脇見警報装置は、顔の向き、視線その他これらに類する情報を単独又は組み合わせて使用することにより脇見を検知できるものでなければならない。

3.3.　報知

脇見警報装置は、脇見を検知した場合に運転者へ報知を行うものでなければならない。報知は運転者が容易に認識できるものでなければならない。報知の方式、内容及び作動条件は製作者等が定めることができる。

3.4.　除外要件

次の場合には、脇見警報装置は判定又は報知を抑制することができる。

⑴　報知することにより運転者の運転操作への注意を著しく阻害するおそれがある場合

⑵　自動車の大きさ又は構造に起因して必要となる特有の視認行動を行っている場合

⑶　自動車の用途又は運行形態に起因して必要となる操作又は視認行動を行っている場合

3.5.　故障時の措置

脇見警報装置は、その機能に故障が生じた場合に、運転者が当該故障を認識できる表示を行わなければならない。

4.　試験方法

4.1.　脇見警報装置の試験は、脇見の検知及び報知に係る性能を確認するものとして製作者等が定める条件に基づいて実施するものとする。

4.2.　試験条件には、3.2.2.1.及び3.2.2.2.に掲げる視認行動並びに3.2.2.3.に掲げる視認行動を含めるものとする。

5.　判定基準

4.の試験を行った結果、脇見警報装置が適切に脇見を検知し、かつ報知を行う場合は適合とする。